

(設問 1)

(単位：円)

(1) 業種目の判定

(2) 類似業種比準価額

(3) 純資産価額

(4) 評価額

(1) 業種目の判定

(2) 類似業種比準価額

(3) 純資産価額

(4) 評価額

(単位：円)

資産の部			
科 目	帳 簿 価 額	相続税評価額	計 算 過 程
現金預金			
受取手形			
売掛金			
商 品			
建 物			
土 地			
保険積立金			
繰延資産			
合 計			
負債の部			
科 目	帳 簿 価 額	相続税評価額	計 算 過 程
買掛金			
未払費用			
借入金			
貸倒引当金			
合 計			
1株当たりの純資産価額			

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

特例適用対象財産	取 得 者	課税価格から減額される金額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

特例適用対象財産		取 得 者	課税価格から減額される金額

各相続人等の相続税の課税価格の計算

（単位：円）

(1) 遺贈財産価額の計算

財 産	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(2) 小規模宅地等の特例の計算

--	--	--	--

特例適用対象財産	取 得 者	課税価格から減額される金額

未分割遺産価額の計算

(単位：円)

(1) 未分割遺産の額		
(2) 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
合 計		
(3) みなし相続財産		
(1)+(2)=		
(4) 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額

未分割遺産価額の計算

(単位：円)

(1) 未分割遺産の額		
(2) 特別受益額		
受 益 者	計 算 過 程	金 額
合 計		
(3) みなし相続財産		
(1)+(2)=		
(4) 具体的相続分		
共同相続人	計 算 過 程	金 額
(5) 未分割立木の評価減額の計算		
共同相続人	計 算 過 程	金 額



I 相続人の相続税の課税価格及び相続税の総額等の計算

(単位：円)

区分 \ 相続人	長男 A	長女 B	計
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)			
相続税の総額④ 〔課税時期の時価による課税価格を〕 〔基に計算した金額〕	(計算過程)		
農業投資価格により計算した相続税の課税価格			
あん分割合			
相続税の総額⑤ 〔農業投資価格により計算した相続〕 〔税の課税価格を基に計算した金額〕	(計算過程)		
相続税の総額の差額 (④－⑤)			

II 納付すべき相続税額及び納税猶予額の計算

(単位：円)

区分 \ 相続人	長男 A	長女 B	計
① 算出税額 (Iの④の金額を基に計算した金額)			
② 納税猶予の基となる相続税額			
納付すべき相続税額 (①＋②) (100円未満切捨)			
納税猶予額 (100円未満切捨)			

(1) 相続人の納付すべき相続税額及び納税猶予額の計算

(単位：円)

区 分	相続人	子 A	子 B	計
相続税の課税価格 (課税時期の時価による金額)				
相続税の総額① 〔課税時期の時価による課税価格を 基に計算した金額〕	(計算過程)			
農業投資価格により計算した相続税の 課税価格				
あん分割合				
相続税の総額② 〔農業投資価格により計算した相続税 の課税価格を基に計算した金額〕	(計算過程)			
相続税の総額の差額 (①－②)				
① 算出税額 (②の金額を基に計算した金額)				
② 納税猶予の基となる相続税額				
③ 小 計 (①＋②) (100円未満切捨)				
④ 納税猶予額 (100円未満切捨)				
納付すべき相続税額 (③－④)				

(2) 継続届出書の提出期限

--

(3) 免除事由

①	
②	

(設問1)

(単位：円)

区分		相続人等	配偶者乙	長男A	計	
通常の計算	相続税の課税価格					
	相続税の総額	(計算過程)				
	あん割合					
	相続税額(1)					
納税猶予額の計算	特定価額①を基に計算	課税価格				
		特定価額①	(計算過程)			
		相続税の総額	(計算過程)			
		あん割合				
		相続税額(2)				
	①の20%を基に計算	①×20%の価額を基とする課税価格				
		相続税の総額	(計算過程)			
		あん割合				
		相続税額(3)				
		納税猶予額(100円未満切捨) (2)-(3)=(4)				
期限内納付税額(100円未満切捨) (1)-(4)						

**答案用紙 総合計算問題①**

## 1 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続又は遺贈により取得した個々の財産(次の(2)及び(3)に該当するものを除く。)の価額の計算 (単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
H町301番宅地			
H町302番宅地			
I町400番宅地			
転換社債			

定期預金			
家庭用財産			
相続財産			

(2) 相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

イ 評価方法の判定

ロ 1株当たりの純資産価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程			

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
J 社 株 式			

## (3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等			
K生命保険			
L生命保険			
M生命保険			
N生命保険			
非課税金額			
退職手当金等			
非課税金額			

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債 務			
葬 式 費 用			



## (6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される 贈与財産価額	計 算 過 程

## (7) 課税価格に加算する贈与財産(相続時精算課税贈与財産)の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される 贈与財産価額	計 算 過 程

## (8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分						
相続又は遺贈による 取得財産						
みなし取得財産						
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産						
債務及び葬式費用						
生前贈与加算 (暦年課税分)						
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)						

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人	1	(100円未満切捨て) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等							
区分							
算出税額							
加算 又は 減算	相続税額の加算額						
	贈与税額控除額 (暦年課税分)						
	配偶者の税額軽減額						
	障害者控除額						
差引税額							
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)							
納付税額 (100円未満切捨て)							

## (3) 相続税額の加算金額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	金額	計算過程
相続税額の加算			
贈与税額控除 (暦年課税分)			
配偶者の税額軽減			
障害者控除			
贈与税額控除 (相続時精算課税分)			

**答案用紙 総合計算問題②**

I 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産（次の(3)及び(4)に該当するものを除く。）の価額の計算 (単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額
宅 地 G			
家 屋 H			
宅 地 I			
宅 地 J			
構 築 物			

宅 地 K			
L 社 株 式			
M 社 株 式			

M社株式  
(つづき)

N 社 社 債			
ゴルフ会員権			
定 期 預 金			
家庭用財産			

(2) 相続により取得した財産(次の(3)及び(4)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位：円)

計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(3) 相続又は遺贈によるみなし取得財産(相続時精算課税の適用を受ける贈与財産を除く。)価額の計算 (単位:円)

財産の種類	計 算 過 程	取 得 者	課税価格に算入される金額

(4) 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額の計算

(単位:円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	課税価格に算入される金額



(5) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

計 算 過 程		
特 例 適 用 対 象 財 産	取 得 者	課税価格から減額される金額

(6) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算

(単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	計 算 過 程	金 額

## (7) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	計 算 過 程	加算される贈与財産価額

## (8) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区 分							計
相続又は遺贈による 取 得 財 産							
みなし取得財産							
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産							
債務及び葬式費用							
生前贈与加算 (暦年課税分)							
課 税 価 格 (1,000円未満切捨)							

Ⅱ 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産額
千円		千円	千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
		千円	円
合計	人	1	(100円未満切捨) 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分	相続人等						計
算出税額							
加算又は減算	相続税額の加算額						
	贈与税額控除額 (暦年課税分)						
	配偶者の税額軽減額						
	未成年者控除額						
	贈与税額控除額 (相続時精算課税分)						
納付税額 (100円未満切捨)							

(3) 相続税額の2割加算金額及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の 項 目	対 象 者	計 算 過 程	金 額